

住宅金融支援機構「マンション共用部分リフォーム融資(管理組合申込み)」
平成 27 年 1 月の改正事項等

平成 27 年 1 月に借入申込みされるものから、次のとおり改正されます。

1 マンションすまい・る債保有組合に対する金利引下げ

借入申込み時点でマンションすまい・る債を積み立てている管理組合については、通常の融資金利から金利が引き下げられます。

<例 平成 27 年 1 月借入申込みの場合>

リフォームの種類	融資金利	マンションすまい・る債 積立管理組合向け
マンション共用部分リフォーム	年1.16% ⇒	年0.96% (△0.2%)
マンション共用部分リフォーム 【耐震改修工事を含む場合】	年0.96% ⇒	年0.76% (△0.2%)

2 取扱いの主な改正点

1) 管理者に係る居住要件を撤廃

管理者（又は管理組合法人の代表理事）に係る申込要件について、居住要件を撤廃し、「リフォームするマンションの区分所有者（自然人）の中から選任されていること」としました。

2) 補助金の交付がある場合の融資限度額の計算方法を変更

次のいずれか低い額

【従前】「(工事費－補助金額)の80%」又は「150万円[※]×住宅戸数」



【従後】「工事費の80%」、「工事費－補助金額」又は「150万円[※]×住宅戸数」

※耐震改修工事の場合は500万円

3) 修繕積立金に係る確認書類について、前々月末時点のものでも可能に

	目的	提出書類(借入申込時)	書類の時点等
①	滞納割合の算定	修繕積立金の帳簿の写しなど未収額を確認できる書類	(申込日の)前月までの1年間 → 前月又は前々月までの1年間
②	必要手持金の確認	工事費に充当する預金の残高証明書又は預金通帳の写し	(申込日の)前月末 → 前月又は前々月末

なお、平成 27 年 1 月借入申込みの場合の金利は、全期間固定で 1.16%[※]です。

※返済期間 10 年以内の場合